

平成 14 年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等の実施状況等の内容（西企画第 146 号（平成 14 年 11 月 22 日）により申請した I P 通信網サービスに係る業務関連）

1 . ネットワークのオープン化

本業務に係るネットワークのオープン化措置としては、「I P 通信網県間区間伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1）

また、認可の際付された条件 1 に従い、本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等について、以下のとおり公表しております。（添付資料 2）

（1）説明会による公表

平成 15 年 2 月 28 日 ：電気通信事業者に対し、県間中継光ファイバの相互接続手続き等について説明会を実施
・参加事業者：87 社（147 名）

（2）ホームページによる公表

平成 15 年 2 月 28 日～：「県間中継光ファイバに関する情報」として、提供区間、提供条件（料金）、手続き等を公表

なお、接続要望のあった他事業者様との協議において、新たな要望事項はありませんでした。

2 . ネットワーク情報の開示

当社の地域 I P 網との接続に関するネットワーク情報の開示について、他事業者からの要望はありませんでした。

なお、地域 I P 網との接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、従来より接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 3）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要なインターフェース条件については、接続協定に定めることとしておりますが、平成 14 年度は該当がありませんでした。

3．必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者からの要望はありませんでした。

なお、当社の保有するコロケーション関連、光ファイバに関する情報開示については、新たに県間中継光ファイバ関連の情報を追加しております。(添付資料4)

4．営業面でのファイアーウォール

(1) 公正な競争が阻害されることのないよう配慮した措置

従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成14年度においても継続して実施しております。

本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達(情報の適正利用に関する規程(平成11年7月1日制定)、以下同じ。)社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。(添付資料5)

電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。(添付資料5)

-) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
-) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
-) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

平成14年度社員向け説明会の実施状況

平成14年10月～12月において、全16支店の管理者・主査等を対象に、公正競争に関する説明会を実施。

(2) バンドルサービスの提供

引き続き、公正な競争を阻害するおそれのある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えです。なお、平成14年度において新たなバンドルサービスの提供はありません。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計しており、本業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。（添付資料6）

なお、本業務に関する平成14年度の収支状況は以下のとおりです。

（単位：億円）

営業収益	営業費用	営業利益
0	0	0

平成15年3月4日～平成15年3月31日

また、本業務の利用者料金に関しては、コストベースの料金算定を行い、電気通信事業法に基づき料金属届出致しました。（添付資料7）

6. 関連事業者の公平な取扱い

地域IP網への接続に関するISP事業者様の取扱いと、認可の際付された条件2に従い、県間伝送路を他事業者から調達する場合の調達先の選定については、公平性・透明性に十分留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

(1) ISP事業者様への情報提供

報道発表の実施（添付資料8）

- ・平成14年11月22日（フレッツサービスの広域化の実施について）
- ・平成15年2月20日（地域IP網の広域化（県間接続）に伴うISP事業者様との相互接続形態の多様化について）

説明会の実施（添付資料9）

- ・認可申請時：平成14年12月2日（東京）参加事業者：98社（253名）
平成14年12月4日（大阪）参加事業者：46社（82名）
- ・約款申請時：平成15年2月28日（東京）参加事業者：87社（147名）

ホームページ掲載の実施（添付資料2）

平成15年2月28日：「県間中継光ファイバに関する情報」を公表

なお、地域IP網とISP事業者網との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。（添付資料10）

また、接続要望のあった他事業者様との協議において、新たな要望事項は

ありませんでした。

(2) 県間伝送路の調達先の選定

〔実施内容〕(添付資料 11)

平成 15 年 2 月 20 日：報道発表

- ・ 同日付で募集開始（公式HPに募集要項を掲載）
- ・ 応募を希望する事業者に対し、調達説明書を配布

平成 15 年 3 月 14 日：募集締切

- ・ 調達説明書に予め記載の選定方法に従い、技術仕様・提案価格・保守体制等を総合的に勘案して選定作業を実施

平成 15 年 4 月 9 日：選定結果通知

- ・ 全応募（提案）事業者に対し選定結果を通知

7. 利用状況

平成 14 年度末現在の契約数の状況は以下のとおりです。

	フレッツ・オフィス ワイド 128	フレッツ・オフィス ワイド 1500	フレッツ・オフィス ワイド ATM
契約数	1	0	0

	フレッツ・オフィス ワイド イーサネット	フレッツ・オフィス ワイド ギガビットイーサ
契約数	0	0

	フレッツ・オフィス（サーバ共用型）							フレッツ・ コミュニケ ーション	フレッツ・ グループ
	500Mbit/ s	1Gbit/s	5Gbit/s	10Gbit/s	30Gbit/s	50Gbit/s	100Gbit/s		
契約 数	0	0	2	1	1	0	1	938	151

	IP 通信網県間区間伝送機能		県間中継光ファイバの提供
契約数	9	芯線数	0

(注 1) フレッツ・コミュニケーション、フレッツ・グループの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

(注 2) フレッツ・オフィス ワイドの品目別の詳細については「添付資料 12」のとおりです。

以上

添付資料一覧

添付資料	資 料 項 目	
1	「I P通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
2	県間中継光ファイバ設備に関する情報	
3	「地域I P網との接続に必要なインターフェース条件」接続約款 技術的条件集（抜粋）	Pdf
4	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	Pdf
5	「情報の適正利用に関する規程」概要 社員向けパンフレット	
6	費用（収益）項目別一覧	
7	利用者料金の設定について	
8	ニュースリリース「フレッツ広域化の実施について」(平成14年 11月22日)	Web
	ニュースリリース「地域I P網の広域化（県間接続）に伴うI S P事業者様との相互接続形態の多様化について」(平成15年2月 20日)	Web
9	I S P事業者様向け説明会資料（平成14年12月2日・4日） I S P事業者様向け説明会資料（平成15年2月28日）	
10	地域I P網とI S P事業者網との接続に関する接続条件（接続約 款抜粋）	Pdf
11	ニュースリリース「県間光ファイバ設備の調達の開始について」 （平成15年2月20日）	Web
	県間光ファイバ設備の提供事業者様募集について 調達説明書抜粋：「選定の実施-（選定）（選定方法）」	Web
12	フレッツ・オフィス ワイド契約状況（品目別詳細）	Pdf

資料 2、5、6、7、9、11 については、経営情報等を含むため公表を差し控えさせていただきます。